

## 認定こども園の開園に向けて

### 「1 概要」

平成27年4月に「子ども・子育て支援制度」がスタートし、すべての子どもが、平等に質の高い幼児教育を受け、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくことが必要とされました。

本市では、幼児教育のあり方について、学校再編の中で検討を進めた結果、周西幼稚園で培ったスキルを人見保育園に継承し、君津市版の認定こども園を導入することとしました。

園児にとってよりよい子育て環境を目指して、認定こども園2020年4月の開園に向けて準備を進めてまいります。

### 「2 目的」

「園児にとってよりよい子育て環境」を目指してまいります。

そして、幼児教育・保育の充実、公立の幼児教育としての役割、多様化する保護者ニーズに対応していくことを目的として、子育て環境の整備を進めるものです。

### 「3 考慮すべき点」

人見保育園の認定こども園への移行に際し、次の点について考慮していく必要があります。

- ① 待機児童に影響がないようにすること…保育需要が高い点
- ② 公立の幼児教育としての役割…様々な事情により私立幼稚園等に入園できない子への配慮
- ③ 幼児教育のスキル継承…周西幼稚園で培ったスキルを継承していく
- ④ 保護者ニーズに対応…時代が移り変わり、多様化するニーズへの対応

以上、4点を考慮し、認定こども園への移行を進めてまいります。

## 「4 認定こども園の類型」

認定こども園移行の際には、次の4類型から本市にあった類型を選択しなければなりません。類型は、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型です。詳細は、資料2をご覧ください。

なお、移行にあたっては、「3 考慮すべき点」を踏まえて進めてまいります。

※資料2の認定については、資料3をご覧ください。

### 【補足】

教育認定…子どもが3歳以上で、幼稚園、認定こども園を利用する場合で、4時間利用可能。

保育認定…保育を必要とする事由に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合で、最長11時間利用可能。

## 「5 具体的な方策及び取組について」

### (1) 方策

#### ア 類型について

子ども・子育て会議及び総合教育会議の意見を参考に決定

#### イ 定員について

子ども・子育て会議にて、決定（子ども・子育て支援法第77条第2項）

#### ウ カリキュラムについて

カリキュラム検討委員会を立ち上げ、現場の職員と決定

### (2) 取組

#### ア 周西幼稚園のスキル継承

周西幼稚園から人見保育園に職員を配属したことにより、活動等が一部継承されています。

#### イ 先進地視察

認定こども園への移行にあたり3市に視察に行ってまいりました。

館山市…幼保連携型 市原市…幼保連携型 千葉市…保育所型

## 「6 今後のスケジュール」

認定こども園へと移行する諸手続き、また、必要な施設整備等を実施していくことから、10月に類型を、年度内（3月）に定員を決定したいと考えております。

## 認定こども園制度の概要

### 「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

### 認定こども園の類型

#### 幼保連携型

幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

#### 幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

#### 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

#### 地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

### 認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

| 園数                   | (内訳)             |              |              |            |
|----------------------|------------------|--------------|--------------|------------|
|                      | 幼保連携型            | 幼稚園型         | 保育所型         | 地方裁量型      |
| 5,081<br>H28 (4,001) | 3,618<br>(2,785) | 807<br>(682) | 592<br>(474) | 64<br>(60) |

### 各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

| 都道府県 | 園数  |     | 都道府県 | 園数  |     | 都道府県 | 園数    |       |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-------|-------|
|      | H28 | H29 |      | H28 | H29 |      | H28   | H29   |
| 北海道  | 206 | 284 | 石川県  | 118 | 145 | 岡山県  | 49    | 62    |
| 青森県  | 208 | 237 | 福井県  | 74  | 88  | 広島県  | 80    | 111   |
| 岩手県  | 54  | 63  | 山梨県  | 40  | 50  | 山口県  | 39    | 46    |
| 宮城県  | 26  | 30  | 長野県  | 36  | 59  | 徳島県  | 39    | 46    |
| 秋田県  | 69  | 81  | 岐阜県  | 59  | 87  | 香川県  | 23    | 33    |
| 山形県  | 44  | 60  | 静岡県  | 147 | 194 | 愛媛県  | 46    | 60    |
| 福島県  | 67  | 76  | 愛知県  | 81  | 123 | 高知県  | 32    | 34    |
| 茨城県  | 181 | 185 | 三重県  | 17  | 27  | 福岡県  | 77    | 93    |
| 栃木県  | 81  | 101 | 滋賀県  | 58  | 71  | 佐賀県  | 53    | 66    |
| 群馬県  | 113 | 159 | 京都府  | 38  | 49  | 長崎県  | 104   | 119   |
| 埼玉県  | 54  | 70  | 大阪府  | 376 | 505 | 熊本県  | 88    | 110   |
| 千葉県  | 67  | 103 | 兵庫県  | 322 | 400 | 大分県  | 102   | 113   |
| 東京都  | 109 | 120 | 奈良県  | 31  | 47  | 宮崎県  | 127   | 160   |
| 神奈川県 | 78  | 100 | 和歌山県 | 31  | 42  | 鹿児島県 | 126   | 156   |
| 新潟県  | 82  | 116 | 鳥取県  | 32  | 34  | 沖縄県  | 20    | 37    |
| 富山県  | 68  | 88  | 島根県  | 29  | 41  | 合 計  | 4,001 | 5,081 |

# 幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較 (主なもの)

|          | 幼保連携型<br>認定こども園                                           | 幼稚園型<br>認定こども園                                                                                      | 保育所型<br>認定こども園                                                                                    | 地方裁量型<br>認定こども園                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法的性格     | 学校かつ<br>児童福祉施設                                            | 学校 (幼稚園+保育所機能)                                                                                      | 児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)                                                                                | 幼稚園機能+保育所機能                                                                                         |
| 職員の性格    | 保育教諭 (注1)<br>(幼稚園教諭+保育士資格)                                | 満3歳以上→両免許・資格の<br>併有が望ましいがいずれかでも可<br>満3歳未満→保育士資格が必要                                                  | 満3歳以上→両免許・資格の<br>併有が望ましいがいずれかでも可<br>満3歳未満→保育士資格が必要<br>※ただし、2・3号子どもに対する<br>保育に従事する場合は、<br>保育士資格が必要 | 満3歳以上→両免許・資格の<br>併有が望ましいがいずれかでも可<br>満3歳未満→保育士資格が必要                                                  |
| 給食の提供    | 2・3号子どもに対する食事の<br>提供義務<br>自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) | 2・3号子どもに対する食事の<br>提供義務<br>自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)<br>※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。 | 2・3号子どもに対する食事の<br>提供義務<br>自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)                                         | 2・3号子どもに対する食事の<br>提供義務<br>自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)<br>※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。 |
| 開園日・開園時間 | 11時間開園、土曜日が開園が原則 (弾力運用可)                                  | 地域の実情に応じて設定                                                                                         | 11時間開園、土曜日が開園が原則 (弾力運用可)                                                                          | 地域の実情に応じて設定                                                                                         |

注1) 一定の経過措置あり

注2) 施設整備費について

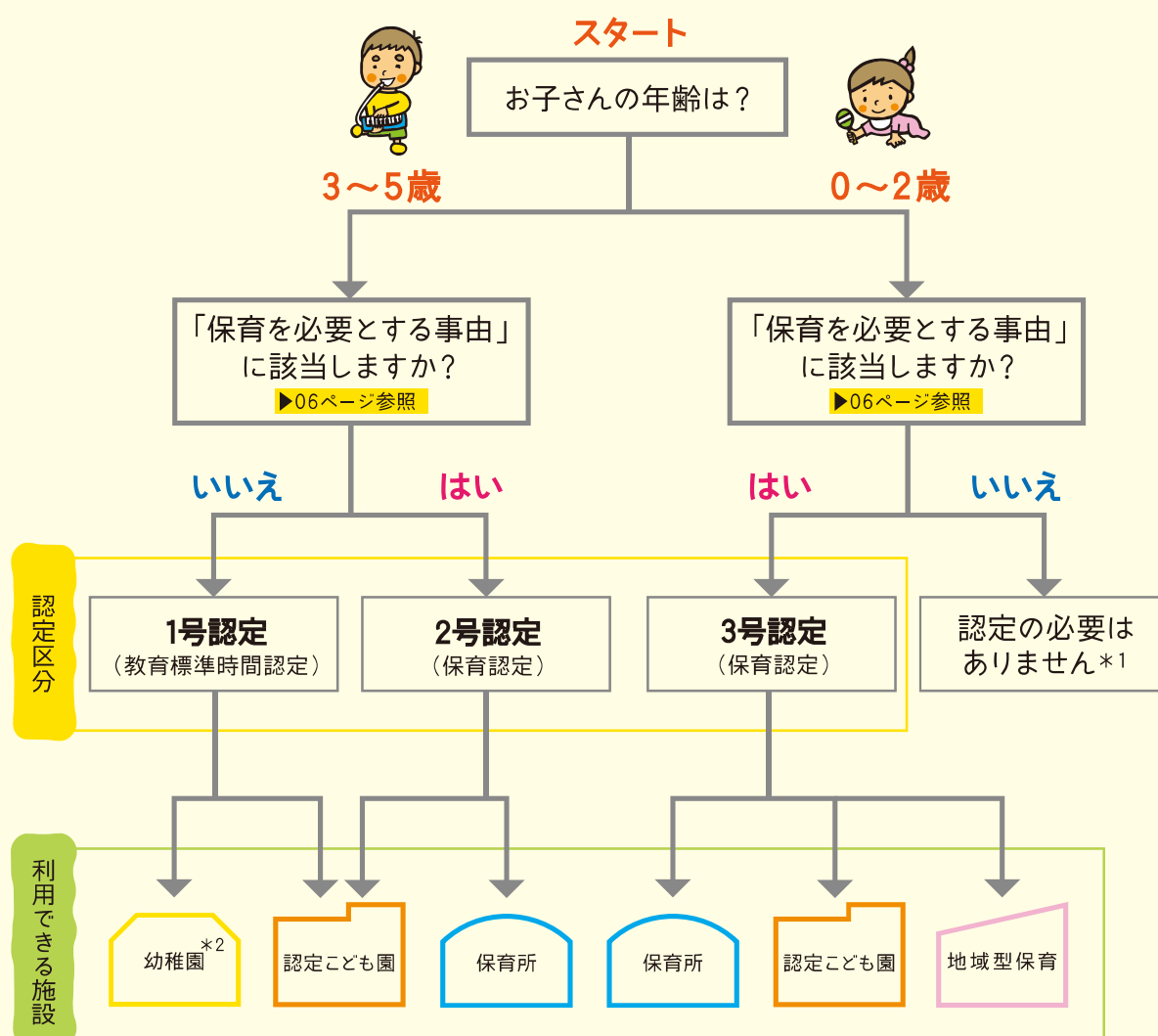
- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。



## 認定について

施設などの利用を希望する場合は、  
お住まいの市町村から利用のための  
認定を受ける必要があります。

### あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



\*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。 ▶09～10ページ参照

\*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

● 共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？



共働きでも**幼稚園**での教育を希望される場合は、  
**1号認定**を受けることになります。